

分権型社会のビジョン（中間報告）

『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』

～「このまちに住んでよかった」と思えるように～

地方財政自立のための7つの提言と工程表

概 要 版

平成18年5月11日
新地方分権構想検討委員会

目 次

新地方分権構想検討委員会 中間報告 の概要	1
【提言1】「地方行財政会議」の設置	2
～「国と地方の協議の場」の法定化	
【提言2】地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増	3
【提言3】「地方交付税」を「地方共有税」に	4
～法定率を見直し、特別会計に直入、 特例加算・特別会計借入を廃止	
【提言4】国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）して約200とし、	5
地方の改革案を実現	
【提言5】国と地方の関係の総点検による財政再建	6
【提言6】財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、	7
住民負担の導入	
【提言7】「新地方分権推進法」の制定	8
～今、改めて、国民・国会の力で分権を	
分権改革の工程表	9

I 【分権改革への地方の参画】

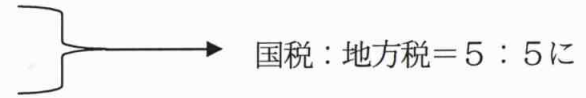
1 「地方行財政会議」の設置 ～ 「国と地方の協議の場」の法定化

- (1) 国と地方の役割分担、国による関与・義務づけ、国庫補助負担金、地方税財政制度、地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策等について、政府と地方の代表者が協議を行う新たな組織を法律により設置

II 【分権改革の税財政面での具体的方策】

2 地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増

- (1) 消費税の国と地方の割合を2.5 : 2.5に
 (2) 個人住民税所得割を3%上乘せ
 (3) 地方税は偏在性が少ない税目構成とし、地方共有税の原資は偏在性の大きな税目構成に



3 「地方交付税」を「地方共有税」に ～ 法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

- (1) 名称を「地方共有税（調整金）」に
 (2) 特別会計に直接繰り入れ
 (3) 現在の財源不足の解消（地方共有税の法定率の引上げと、必要に応じて地方税の税率の変更）
 (4) 3年から5年に一度、地方共有税の法定率の変更と、必要に応じて地方税の税率変更
 (5) その他の年度の財源不足は地方債または基金により調整
 (6) 特例加算、特別会計借入を廃止

4 国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）して約200とし、地方の改革案を実現

- (1) 税源移譲に対応する国の財源は、地方の「補助金改革案」を着実に実施し、国の責任によって措置
 (2) 当面、国庫補助負担金の総件数を半減

5 国と地方の関係の総点検による財政再建

- (1) 地方交付税は目標を設けて削減することにはなじまない
 (2) ①国と地方の役割分担の明確化 ②国による関与・義務づけの廃止・縮小 ③国と地方の二重行政の解消
 ④国の出先機関の廃止・縮小 ⑤地方の「補助金改革案」の実現

～ により財政再建

6 財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入

- (1) 外郭団体の負債も考慮した財政指標の開発
 (2) 情報公開の徹底と監査機能の充実
 (3) 財政再建団体の首長・議会の責任を問う仕組みの強化、住民負担を求める仕組みの導入、債務の完全履行
 (4) 地方債の共同発行機関の設置

III 【分権改革の推進方策】

7 「新地方分権推進法」の制定 ～ 今、改めて、国民・国会の力で分権を

- (1) 地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定

三位一体の改革(第一期)

提言1

「地方行財政会議」の設置 ~「国と地方の協議の場」の法定化

総理

<『国と地方の協議の場』の実現>

<国>

<地方>

企画立案
・決定

官房長官・関係大臣

協議

地方六団体各代表

結果

- ・地方の提案の反映が不十分
- ・最終的には国が決定

会議が法律により設置されるまでは
「国と地方の協議の場」は存続

「国と地方の協議の場」
の法定化が必要

地方行財政会議

政府または地方からの申し出により協議

第二期改革

国会

<国>

政府

政府は協議結果尊重

参画

- ・官房長官
- ・関係大臣
- ・国会議員
- ・地方六団体各代表
- ・民間有識者

独自の事務局
設置

参画

<地方>

<取り扱う事務>

- ・国と地方の役割分担
 - ・国による関与・義務づけ
 - ・国の補助負担
 - ・地方税財政制度
 - ・地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策 等
- のあり方

